

政治思想学会会報

JCSPT Newsletter

第 53 号
2021 年 12 月

目 次

[2022 年度研究大会]

2022 年度研究大会企画について

早川 誠..... 1

研究大会プログラム (予定) 5

[書評]

集合的自己決定権に基づく新しい移民正義論の可能性——Sarah Song, *Immigration and Democracy* を読む

河村真実..... 8

[会務報告]

2021 年度第 2 回理事会議事録 11

2022 年度研究大会企画について

企画委員長 早川 誠 (立正大学)

2022 年度 (第 29 回) の政治思想学会研究大会は、2022 年 5 月 21 日 (土) と 22 日 (日) の 2 日間にわたって、明治大学駿河台キャンパスにて開催される予定である。実は 2 年前、2020 年度研究大会も、明治大学を開催校として実施される予定だった。新型コロナウイルスの影響で、初めてのオンライン開催 (報告ペーパーの Web 掲載方式) となった大会である。私自身もこの大会には企画委員として関わっていたが、対面形式での開催を最後まで模索したものの、実現には至らなかった。オンライン開催であれば、当日の会場での案内誘導などの手間は無い。しかし、準備期間中には対面型とオンライン型との両方を眺みながら計画を練る必要があり、また実際の教室貸し出しの可否を含めて大学との細かい事務的折衝も強いられる。明治大学関係者の方々には多くのお時間とお手間を取らせてしまっていたと思う。それにもかかわらず、あらためて 2022 年度の開催校をお引き受けいただいたことには、ただただ感謝するほかない。2021 年 11 月初旬段階でウィルスの感染状況は安定した下降傾向を見せているものの、今回も大会までには何が起るかわからない。開催校の皆様ともしっかりと情報を共有させていただきながら、大会が滞りなく実施されるように、準備を進めていきたい。

さて、今回の統一テーマは、「政治思想と環境」である。『政治思想学会会報』では、2018 年 12 月の第 47 号以降、12 月に発行される奇数号に、翌年度大会の企画について企画委員長が趣旨を執筆してきている。「政治思想と環境」についても同様に、どのような趣旨でこのテーマを選んだのかを書くというのが本筋なのであろうが、実のところそれがとても難しい。というのも、私自身の意向がテーマの選択に反映されないようにできる限り努めてみた、という事情があるからだ。

このテーマは、日頃交流がある他の研究者の方々にいろいろとアイデアをお聞きして、自分の意見ができるだけ入らないように意識しつつ決めたものである (ご意見をお聞かせいただいた皆様、ありがとうございました。もちろん、責任は最終的に決断を下した私にあります)。

これには、主たる理由が一つと、副次的な理由が一つある。おそらくこれまで大会企画にかかわった方々も悩まれたのではないと思うが、政治思想学会は、会員の研究分野も方法論も多様である。私自身が大学院生だった頃には、現代政治理論と政治思想史の住み分けと共存といったあたりが大きな問題だったと思われるが (たとえば、西洋に限られるが、座談会「日本における西洋政治思想研究の現状と課題」『政治思想研究』創刊号、2000 年を参照)、現在では現代理論の中でも分析系と大陸系といった区別が用いられ、思想史分野でも方法論上の論争が見られたりするなど、ますます細分化が進行している感がある。そうすると、テーマ選択に際しては、分岐した各分野のいずれにとっても有意義で関心を持てるような、ある種の包括性を意識せざるを得なくなってしまう (山岡龍一「2021 年度研究大会企画について」『政治思想学会会報』第 51 号、2020 年 12 月)。

その点が、私には悩ましかった。現在私が勤務校で担当しているのは、「政治学原論」という授業である。現代の政治学で、はたして「原論」的な授業にどれほどの需要と意義があるのか私にもよくわからないが、ただ政治学科を持たない法学部で政治学系の教員が 2、3 人程度のところでは、手広く政治理論にかかわるテーマを学ぶという意味で一定の役割は果たしているだろうというのが私個人の感想である。また、私自身の研究も、この領域に属するといつてよい。そして、この原論的な政治学は、ある意味で学会構成の包括性に

対応するのに都合がよい。なにしろ、「原論」である。『広辞苑』第6版は、「根本になる理論。また、それを論じたもの」と記す。根本になる理論なのだから、細分化されたどの分野にとっても、定義上関連するはずである。政治や権力や国家についてその根源から考えてみましょう、そうした機会を学会全体で共有しましょうと言えば、メッセージとしても健全に聞こえる。しかしながら、これは私自身の専門分野でもあるわけで、他の会員皆様の専門分野はこれと必ずしも同一ではない。現在ではむしろ原論的な分野とは性質を異にする領域を研究されている方々も（というよりも、そういう方々が）多いだろう。そうすると、学会の多様性に配慮してテーマの包括性を求めているつもりが、実際には自分自身の研究領域を優遇していたということにもなりかねない。それを避けるためにはどうしたらよいか、という問題意識がテーマ選択の背景にあった。

以上の主たる理由に加えて、副次的な理由もあった。この政治思想学会の企画委員長のお話をいただいた時、私はすでに2021年度日本政治学会大会の企画委員でもあった。日本政治学会と政治思想学会は、比較的隣接度合いが高く、本学会会員の中には政治学会で報告される方もいる。そのような場合、時期の近い大会で同一人物が両方の企画内容につき権限を有していると、学界全体の多様性と活力を削いでしまうかもしれない。この点も何人かの方に相談させていただいたのだが、他方でそれぞれに多くの業務をこなす多忙を極めておられる皆様のお話をうかがうにつけて、私がお引き受けした方が良い理由もないわけではないかもしれない、と考えるようになった。しかし、この点は私の思い上がりかもしれない、もしこの判断が誤りだったのならば、反省しお詫びしたい。いずれにしても、二つの隣接学会で似たような発想に基づいた企画を立てることを避けるためにどうしたらよいか、という点にも気を配る必要があった。

以上のような理由から、できるだけ私自身が思いつかないもの、視野に入ってくるにくいものは何だろうか、ということ意識して選ばせていただ

いたのが、この「環境と政治」というテーマである。

とはいえ、「環境と政治」というテーマを単なる各論として位置付けるのも誤りだろう。そもそも一般論として、政治思想史や政治理論・政治哲学が政治学の関係分野であり、政治学が政治現象一般を扱う学問であるならば、いかなる各論部分も当然ながら他の各論部分や総論と何らかの形でつながりを持っているはずである。その上、環境問題は遅くともすでに20世紀後半から、重大な政治課題として認識されてきた。言説の政治学を提唱するドライゼクによれば、環境を問題化する言説は、産業主義に対抗するものとして1960年代に登場したという。この頃を境に、環境に関する個々の問題のみならず環境それ自体が政治課題として認知されるようになり、環境法や環境を扱う政府機関が設立され、公的関心を集めるようになった（J. S. ドライゼク著、丸山正次訳『地球の政治学』風行社、2007年）。

政治思想学会でも、すでに発足間もない2001年刊行の『政治思想研究』第1号に、千葉真会員による「エコロジーと政治——政治思想史の視点から——」が掲載されている。千葉会員の論文は、環境危機の問題群の中でも、核兵器問題と原発問題を特に重要なテーマとして指摘しつつ、近代的な主権国家下での利益政治や権力政治とは異なる、地球規模での「生存の政治」の重要性を強調する。また近年にも、2011年の東日本大震災を経て、原発事故に向き合いながらシティズンシップ概念の刷新を目指した松尾隆佑会員の「原発事故避難者と二重の住民登録——ステークホルダー・シティズンシップに基づく擁護」が、『政治思想研究』第18号（2018年）に掲載された。私が読む限り両者の間には呼応する部分も相当にあると思われるのだが、もしそうであるならば、年代を超えて問題を広く共有していくことは十分に可能だろう。

実際、最近の研究を見ても、環境のテーマは政治思想学会諸会員が取り組む様々な研究領域に深く関連しているように思う。たとえば、昨年刊行された斎藤幸平『人新世の「資本論」』（集英社新

書)は、資本主義から脱成長コミュニズムへの移行を主張して話題となった。だが、政治思想史の観点から同書を読むならば、やはりマルクスの再解釈が思想的にどれほど妥当か、という論点に行き着くことになる。新資料をもとに、時代に依りて過去の政治思想を再解釈していくという作業は、本学会のもっとも得意とするところである。流行の思想に古典的な思想史研究が正面から取り組むなど、なかなかスリリングではないだろうか。

かといって、何も思想史研究だけがスリリングなわけではない。佐藤仁『反転する環境国家——「持続可能性」の罫をこえて』(名古屋大学出版会、2019年)は、アジア各国でのフィールドワークの成果を素材に、自然環境保護のための政策がかえって地域に住む人々の生活と行動を混乱させ自然環境の持続性を破壊するという、権力の再配置の様子を描き出した作品である。千葉論文から借用するならば、いわば生存の政治を実現するためには権力の政治や利益の政治と組み合わせる現状を理解する必要があるということであり、そのためには現代理論研究の各分野間で広範な協働が必要となるだろう。

また、もっと具体的に、制度設計に際して政治理論や政治哲学が果たすべき役割もありそうだ。Simon Caney, “Two Kinds of Climate Justice: Avoiding Harm and Sharing Burdens,” in *The Journal of Political Philosophy*, Volume 22, Number 2, 2014 は、気候変動による温暖化について、2種類の正義を区別する。一つは負担を分担する正義 (Burden-Sharing Justice) で、これは二酸化炭素排出量の削減を各国でどのように分担するかといった課題に対応する。ただ、気候変動を防ぐためには単に負担が公正であるだけでは不十分で、まず絶対的な必要削減量を算出することを優先し、そこから何をすべきかを導き出さねばならない。この場合に適用されるのが、危害を防止する正義 (Harm Avoidance Justice) である。危害を防止するためには、当事者の中にそのコストを引き受ける者が発生せざるを得ず、したがって負担の分担という一階の責任 (first-order

responsibility) だけでなく、コスト負担者に一階の責任を厳守させるための制度設計を促進する二階の責任 (second-order responsibility) を担う主体が必要になる。この主体として、論文では学術的会議や関連分野の大学学部などが挙げられているが、学界・学会をここに加えてもさほど不自然ではあるまい。論文はこれを、単に排出規制をどうするかという問題ではなく、もっと明瞭に政治的責任の問題であると指摘する。しかも、環境が将来世代に及ぼす影響や、異なる政策領域への波及効果の大きさを考えるならば、その重大性を強調してもし過ぎることはない (Simon Caney, “Justice and Future Generations,” in *Annual Review of Political Science*, Vol. 21, 2021)。

今回企画された各シンポジウムは、以上のような問題関心にも十分に答えるだけの幅と深度を兼ね備えるものだと考えている。昨年の特別シンポジウムに続いて現下の緊急課題であるパンデミックを対象とするもの、政治思想史の観点から人間の自己理解と環境の問題に踏み込むもの(千葉論文が「自然観と政治的なるもの」として論じている問題系に近いように私には感じられる)、話題になった「人新世」をめぐる多角的な検討を試みるもの、と陣容は多彩だ。Simon Caney氏による講演も、今のところ人新世に関するものが予定されており、議論が有機的に関連してくる楽しみもある。現実問題としては、個々のテーマ設定や人選などについて企画委員の皆様にはずいぶん御苦勞をおかけしてしまったが、出来上がったプログラムには心が躍るような報告が並んでいる。お引き受けいただいた報告者、討論者の方々には心より感謝申し上げたい。また今回のシンポジウムは、それぞれに非会員の方の参加をお願いしたり、討論者を置かずラウンドテーブルに近い形を取るものがあったりと、例年とは多少異なる作りになっているが、これらの得失についても企画委員間で討論した上でプログラムを確定した。御理解いただくとともに、十分に楽しんでいただきたい。自由論題にも、第5波のただ中だったにもかかわらず会員皆様から意欲的にご応募いただき、ありがたいことに4会場にわたって多種多様

な報告を配置することができた。政治思想研究者のレジリエンスを示すものだと思う。当日ご参加の皆様には、是非とも各会場を渡り歩いて、ご自分の専門とは異なる分野の報告にも耳を傾けていただきたい。

昨今シンポジウム形式は必ずしも評判が良いとは言いきれないのだが、維持する意味があるとなれば、それはお互いの異質な研究を面白がり、楽しみ合うという「学会の初心」に立ち返ることだろう（川出良枝「政治思想学会の来し方行く末」『政治思想学会会報』第46号、2018年7月）。大学運営では「建学の精神」が形骸化することもしばしばだが、会員の皆様には今回の研究大会を、シンポジウムも自由論題も含めて、初心に思いを致す機会として使っていただければ、と考えている。皆さん、是非たくさん報告を楽しんで下さい。

※開催校の重田園江理事、企画委員の井上彰理事、川添美央子幹事、木部尚志理事に心より御礼申し上げます。また、井上理事にはSimon Caney氏の招聘にもご尽力いただきました。重ねて感謝申し上げます。

2022 年度政治思想学会研究大会プログラム（予定）

日程：2022年5月21日（土）、22日（日）

会場：明治大学・駿河台キャンパス

統一テーマ：政治思想と環境

◆5月21日（土）

9：30～ 受付

10：00～12：00 シンポジウムⅠ：パンデミックと政治

司会：木部尚志（国際基督教大学）

報告：武田宏子（名古屋大学）「国民と棄民の間——パンデミック下での統治性」（仮）

平川秀幸（大阪大学：非会員）「危機における科学と政治——可謬主義のガバナンスと政治の責任」
（仮）

討論：田中智彦（東洋英和女学院大学）

12：10～13：10 休憩／理事会

13：20～15：20 国際シンポジウム

司会：松田宏一郎（立教大学）

講演：Simon Caney（University of Warwick）

“Justice in the Anthropocene”（仮）

討論：小林卓人（早稲田大学）

15：40～18：20 シンポジウムⅡ：環境と自己像

司会：川添美央子（慶應義塾大学）

報告：梅川佳子（中部大学）「チャールズ・テイラーにおける個人と環境」

齋藤公太（神戸大学）「「国体」と「風景」：明治期日本の自己像と環境」

宮本万里（慶應義塾大学：非会員）「ブータンの開発政策にみる「環境に優しい我々」像とそのゆ
らぎ：信仰と暮らしのはざまから」

18：20～18：40 総会

18：50～20：30 懇親会

◆5月22日（日）

9：00～ 受付

9：30～12：20 自由論題報告

第1会場

司会：大澤 麦（東京都立大学）

報告：

- [09：30～10：20] 村田 陽（同志社大学）「哲学的急進派とアテナイの民主政——19世紀ブリテンの「古代-近代論争」を手がかりに」
- [10：30～11：20] 小田 英（日本学術振興会特別研究員）「抵抗権論としてのグロティウスの『捕獲法論』」
- [11：30～12：20] 崔 民赫（東京大学大学院）「『明治維新の革命』と「道理」——有賀長雄の歴史社会学と憲政論」

第2会場

司会：山岡龍一（放送大学）

報告：

- [09：30～10：20] 大工章宏（東京大学大学院）「自由市場と再配分制度への手続的リベタリアニズムからの検討」
- [10：30～11：20] 齊藤 尚（北海道大学）「卓越主義リベラリズムと環境徳倫理学の接合：塩野谷祐一の福祉国家思想を中心に」
- [11：30～12：20] 岸見太一（福島大学）「身体性と入国管理の政治理論——なぜ法制度だけではだめなのか」

第3会場

司会：鏑木政彦（九州大学）

報告：

- [09：30～10：20] 大村一真（同志社大学大学院）「ハーバーマスと生活世界の植民地化」
- [10：30～11：20] 水谷 仁（名古屋経済大学）「政治と生をめぐるヘルマン・ヘラーの政治思想」
- [11：30～12：20] 和田昌也（同志社大学）「フランスにおけるアレントの受容——アロン、ルフォール、タッサンの解釈を中心に——」

第4会場

司会：萩原能久（慶應義塾大学）

報告：

- [10：30～11：20] 鈴木知花（一橋大学大学院）「生の脆弱性における不平等をなくす——リベラリズムとケアの倫理の統合からみえてくる可能性」
- [11：30～12：20] 施 光恒（九州大学）「ポスト・グローバリズムの世界秩序の探求——カール・ポパーのナショナリズム論に対する批判的検討を手がかりとして」

12：30～13：40 休憩／理事会

13：40～14：00 総会

14：00～16：40 シンポジウムⅢ：人新世の政治思想に向けて

司会：井上 彰（東京大学）

報告：馬路智仁（東京大学）「『島嶼海の主権』を求めて——太平洋アイデンティティの再構築と自然環境」(仮)

田中将人（早稲田大学）「人新世の正義論」（仮）

福永真弓（東京大学：非会員）「魚のまなざす海：多種間の政治と人間であること」（仮）

※上記プログラムは現段階での予定です。また、新型コロナウイルスの影響などにより、開催形態や各種内容（懇親会等）についても変更がありえますので、ご了承下さい。

集合的自己決定権に基づく新しい移民正義論の可能性

— Sarah Song, *Immigration and Democracy* (Oxford University Press, 2018) を読む

河村 真実 (神戸大学)

欧州の難民危機などの問題と関連して、政治理論においても、裁量的国境管理の道徳的正統性を巡る移民正義論が注目を集めている。移民正義論の主要な立場としては、ミラーに代表されるように、恣意的な国境管理を主権国家の権利として正当化する「国境閉鎖論」と、カレンズに代表されるように国境を越えた移動の自由を根拠として積極的な移民の受け入れを各国の道徳的義務として主張する「国境開放論」が挙げられる (D. Miller, *Strangers in Our Midst*, 2016; J. Carens, *The Ethics of Immigration*, 2013)。さらに移民正義論は、これら二つの立場に基づき、受入国内の移民の権利についても多様な議論を示し、論争はますます複雑化している (M. Blake, *Justice and Foreign Policy*, 2013; S. Fine and L. Ypi eds., *Migration in Political Theory*, 2016)。

本書は、こうした移民正義論に関する多様な議論を体系的に考察した上で、国境閉鎖論と国境開放論の限界を乗り越え得る新しい到達点を示す。著者のサラ・ソングは、現在カリフォルニア大学バークレー校の教授であり、これまで多文化主義に関する多くの著作を執筆してきた。彼女は、抑圧的な少数派文化の擁護とジェンダー間の平等が対立するという長年の共通理解を批判し、熟議による女性の意思決定過程への参加を促進することで、文化とジェンダー平等の両立を可能とする議論を展開することにより、多文化主義理論の発展に貢献してきた (S. Song, *Justice, Gender, and the Politics of Multiculturalism*, 2007)。ソングは、この意思決定過程への参加というデモクラシー論の観点から、近年、移民正義論に参入し、再び注目を集めつつある。

本書は、序論 (第1章)、第1部「入国管理に対する統治権力の根拠と限界」 (第2～4章)、第2部「なぜ国境開放ではないのか」 (第5～6章)、

第3部「含意」 (第7～11章) から構成されている。第1章では、既存の国境閉鎖論と国境開放論が、それぞれ重大な問題を残すことを指摘し、政治的共同体内のメンバーシップによる連帯に基づけられた集合的自己決定という新たな観点から、移民の権利論を再考する必要性を主張する。

第1部では、受入国の立場から、国境管理が主権国家の権利としてどのように正当化され得るかということについて、先行研究の批判的考察を通して検討される。第2章では、1800年代以降のアメリカ合衆国の移民法とそれに基づく判例など歴史的事実を概観する。その上で、ヴァattelの議論を引用しながら、国境管理に関する全権限を国家に認める場合に、受入国内の集合的自己決定が、入国管理における人種差別の正当化根拠として利用され得る危険性を指摘する。

第3章では、そうした危険性があってもなお、国家が裁量的国境管理権を有する正当な理由が存在するか検討する。ソングは、国境管理権自体を擁護する方針を示しながらも、先行研究において議論されてきた国境管理権の正当化根拠が不十分であることを以下のように説明する。第一に、ウォルツァーやミラーらに代表されるような、受入国内のナショナル・アイデンティティの維持を国境管理権の正当化根拠とする主張に対しては、文化的同質性に基づく政治的共同体の定義が、特定の人種やエスニシティの排除を助長し得ると批判する。第二に、領域に対する受入国市民の所有権を正当化根拠とするペヴニクらの主張に対しては、個人の所有権を国家に委譲する過程が不明確だと批判する。第三に、国家を結社と見なし、誰を受け入れるかという決定権を受入国の市民が有することを正当化根拠とするウェルマンらの主張に対しては、国家が結社とは異なり、ある国家に受け入れを拒否された場合、自ら建国することや

代替国家を見つけることが困難である点を見落としてしていると批判する。第四に、ブレイクに代表される、望まない義務から解放される権利による正当化は、受入国内の市民全員が移民に対する義務を負いたくないという意見で完全に合意している場合にのみ成立し、多様な意見が存在し得る現実について説明できないと批判する。

第4章では、これらに代替する議論として、集合的自己決定概念に基づく国境管理の正当化を試みる。ソングは、政治的共同体の意思決定者である「人民」を、共通の政治的試みに従事する個人の集合体と定義し、納税等を含む政治参加を人民たる条件とする。ソングは、先行の国境閉鎖論とは異なり、集合的意思決定の主体に文化的同質性を求めず、自己統治という政治的プロジェクトを共有するという事実により、国境管理権を正当化する新しい理論を提示する。

第2部では、移民の立場から国境管理について考察するために、国境閉鎖論に対する最も有力な対抗勢力である「国境開放論」を採り上げる。第5章では、世界中の全ての人々に平等な機会を提供するために、各国にはより多くの移民を受け入れる道徳的義務があるというカレンズの主張を検討する。ソングはこの主張に対して、国際的不平等の是正を目指すのであれば、貧困国からの移民を受け入れるだけでは不十分であると批判する。それどころか、国境開放は、貧困国から富裕国への移動を促進することとなり、国家間の不平等の是正それ自体には効果が見られないという。ソングによれば、国際的不平等の是正に有効な方策は、積極的な移民受け入れではなく、むしろ開発援助なのである。

第6章では、国境開放論のもう一つの重要論点として、国境を越えた移動の自由について考察する。ソングは、移動の自由それ自体の価値を認めながらも、国内の移動の自由と国際的な移動の自由を同一視することはできないことや、移動の自由と他の自由が競合した場合に、基本的諸自由であっても一定の制限が許容され得ると主張する。その上でソングは、あらゆる移民に対して入国を認めるのではなく、入国を希望する理由によっ

て、入国希望者に優先順位をつけることができると主張する。

第3部では、誰に対して国境を開放すべきかという観点から国境管理について考察する。第7章と第8章では、人道的観点から受け入れる義務が発生する例として、難民や経済的に困窮する移民、家族との再会を目的とする移民について考察する。ただし、ソングは、こうした受け入れ義務も、受入国内の市民に危険が及ぶ場合には免除されると主張する。

第9章では、裁量的な国境管理が許容される範囲について、自らの国境管理論における排除の基準を明確化する。すなわち、ソングは、人種・民族・宗教・性的指向による排除を禁じ、排除による公共の利益を証明できる場合に限り、国家の安全保障や公衆衛生、経済的影響に基づく排除を許容するという立場を示す。

第10章では、既に領域内に居住している外国人の権利の特定を図る。ソングは、国境管理においては国境開放論を批判する。しかし、受入国内の移民の権利の議論においては、国境開放論者であるカレンズの社会的メンバーシップ論を採用し、一定期間以上、受入国に定住する全ての移民に対して市民権を付与する理論を支持する。ただし、その市民権の内容は、カレンズが想定するものとは異なり、協働的計画に対する貢献が多いほど、権利を得られるという「フェアプレイ原則」に基づいた権利論を展開する。

第11章では、本書が国境閉鎖と国境開放の中間の立場を採り、受入国と移民の両者の観点から正当化可能な理論を提示するという結論を述べる。すなわち、ソングは、母国での迫害や家族との再会を理由とした入国希望者については義務的に受け入れることが求められるが、移住希望者の利益が母国で保護される場合には入国を拒否しても問題ないと主張する。

以上のように、ソングは、国境を閉鎖するか開放するかという問題に留まらず、国境管理に関する自己決定権が誰にあり、どの程度許容されるかということについて、明確な基準を示した上で、国内に居住する移民の権利について新たな到達点

を提示する。この点において、本書は国境管理に関する立場を問わず、移民正義論研究全体に重要な示唆を与える。

本書の特徴は、既存の移民正義論の理論的限界を乗り越えるために、集合的自己決定の観点から国境管理権の新たな正当化根拠を示したことにある。これまで裁量的国境管理権を擁護する論者は、受入国の政治的共同体が文化的に同質であることを前提とし、受入国の市民が共有する利益を守るために国境管理の強化を擁護してきた。これに対してソングは、国境管理権を巡る集合的自己決定の主体を、属性に基づかない「人民」として定義し直すことにより、政治的共同体内の文化的多様性を認めた上で裁量的国境管理権を擁護する。このように、ソングの議論は、受入国内での人種・民族・宗教等による差別や分断を回避しつつ、居住者の集合的自己決定による国境管理の正当化を行う。この点において、ソングは、受入国の利益のみを主張する国境閉鎖論と、移民の利益のみを主張する国境開放論の限界を克服し得る新たな議論を提示することにより、移民正義論の発展に貢献したと言える。

しかしながら、ソングの議論にはいくつかの課題が残されている。第一に、ソングが様々な権利概念を混同しているという問題である。ソングは、本書の前半で、文化や人種などの帰属を問わない「人民」という概念を用いて、政治的共同体内における集合的自己決定権の主体を特定する。その後、後半では、受入国内の移民が享受し得る権利について、フェアプレイ原則という基準を設けることにより、移民の権利に優先順位をつけることを正当化する。こうした前半と後半の各権利がそれぞれどの権利を示しているのかということが明示されないまま、権利主体の条件を設けているため、権利概念が混同されているという批判が向けられ得る (Cf. L. Williams, *Review of Immigration and Democracy* by Sarah Song, *Perspectives on Politics* 17(3), 2019)。

この指摘については、本書の前半と後半とではそもそも議論の対象者が異なるため、異なる基準を設けることに問題がないようにも思われる。特

に、後半では、難民、一時労働者、不法移民等が権利主体として扱われており、市民権を有さない彼らが、前半で議論されるような国境管理権を有さないことが前提とされている可能性が高い。しかしながら、前半で議論される集合的権利主体たり得る条件は、難民、一時労働者、不法移民にも当てはまる以上、フェアプレイ原則により国境管理への参入が権利として認められないという二段構えの基準について、更なる議論の精緻化が求められる。

第二の問題として、ソングが文化的あるいは人種的な差別に敏感な議論を展開しながらも、文化権に関する言及がほとんどないことが挙げられる。ソングは、文化的差異を有する人々の排除を懸念し、国境閉鎖論者が展開した文化的同質性による国境管理を否定し、「人民」という新たな権利主体の概念を提示することにより、政治的共同体内の人種的・文化的差異を認める。しかしながら、ソングは、このように政治的共同体内での文化的差別の危険性を懸念しながらも、集合的自己決定への参入以上の対応策を示していない。政治的共同体内の文化的多様性を前提とし、文化的少数派に対する差別的な処遇の懸念が浮上しているのであれば、たとえば、多文化主義で主張されるような少数派文化維持に関する権利擁護の議論を組み込むなど、ソングが想定する市民権以上の対応策が必要となるはずである。

移民正義論については、本書の刊行後も多くの文献が出版され、依然として議論は活況を呈している (C. Kukathas, *Immigration and Freedom*, 2021; A. Stilz, *Territorial Sovereignty*, 2019)。その中で、上記の課題を残しながらも、既存の国境閉鎖論と国境開放論の両者の限界を的確に指摘し、集合的自己決定権から国境管理権を正当化する新たな理論を提示する点において、本書は、新たな段階を迎えつつある移民正義論の出発点として必読の一冊である。

2021年12月20日発行 発行人 松田宏一郎 編集人 辻 康夫
政治思想学会事務局 〒101-8425 東京都千代田区神田神保町3-8
専修大学1号館914号室 菅原光研究室内
E-mail : admin-jcspt@senshu-u.jp

会員業務(退会・会費納入・名簿記載事項変更・会報発送・学会誌発送)
(株)アドスリー 〒162-0814 東京都新宿区新小川町5-20 サンライズビルⅡ3F
Tel : 03-3528-9841 Fax : 03-3528-9842
学会ホームページ : <http://www.jcspt.jp/>